

環境省第5回移入種対策小委員会

ヒアリングにおける全釣り協の発言要旨

- 1、外来魚問題における（社）全日本釣り団体協議会のスタンス（別添資料1参照）
- 2、外来魚問題の現状認識について
 - ① オオクチバスを主とした釣り人の現状について
 - ② キャッチアンドリリース（以下CR）に関する考え方について
 - ③ 生息場所の拡散防止について
 - ④ 全面排除の可否について
- 3、外来魚の生息地、生息数の減少に当面有効と思われる手法について
 - ① 優先排除水域とその受け皿としての、生息管理水域の設定について。
 - ② その考え方の例を提案する（淀川ワンドにおけるイタセンパラ生息地を守るための釣り人の協力体制案
 - ③ 内水面の一部漁協が求めているもの
 - ④ 漁協と釣り人の協力により可能な環境管理
 - ⑤ 公有水面ばかりではない外来魚の管理体制
- 4、新たな外来魚に関する脅威とその対策について

（社）全日本釣り団体協議会

専務理事 来田 仁成

外来魚問題に関する全釣り協の考え方

オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどの外来魚が、わが国の内水面の生物たちにさまざまな影響を与えていることが大きな問題になっている。いま、釣り人は、バス愛好者であるとなにかかわらず、この問題と向き合わざるを得ない立場にある。

(社)全日本釣り団体協議会では、1975年ごろから、この問題に強い関心を持って取り上げようとしてきたが、社会現象ともなったバスブームにより、結果的になすところなく経過してきている。こうした釣り人団体と同様、行政を含め、関係者すべてが、有効な手段を手がけることなく、今日にいたっており、当然、外来魚に対しての秩序などについても、未来を見据えた対策を提案し得なかったこと、バスの無制限な拡大を止めることができなかつたことを反省するとともに、わが国の自然に対し、深く詫びねばならないと考えている。

外来魚に関し、問題として指摘されている事項の整理

① 外来魚（コクチバス、オオクチバス、ブルーギル）が、在来魚種の生態系を乱している

わが国には古代のコイにはじまり、様々な魚が持ち込まれている。明治、大正、昭和初期にかけて食料資源として35種が導入された。戦後に至ればさらに84種が導入されている。このなかで半数近くが魚食魚であるのに、これまで問題として扱われていなかった。

生態系の乱れは、例えば源流域などにおける森林相の激変に伴う自然環境の破壊、ダム、護岸工事なども無関係とはいえない。だが、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルが大きくとりあげられるのは、この3種が日本の湖沼で自然繁殖し生息域がなお拡大していることによる危機感を押さえられないからだと思われる。ことにコクチバスは冷水域で繁殖するとされ、これがヤマメ、イワナ、アマゴをはじめとする源流の生態系を大きく変える可能性があることが問題をさらに深刻にしている。

② 内水面漁業者の間に、被害感情がある

被害について科学的に確たる裏づけはなく算定は困難であるが、釣り人もこれを重要課題として受け止めている。

③ 入漁料金等を支払うことなく釣り人が湖沼、河川で釣りを楽しんでいることに地元の漁業権保有者が不公平感をもっている

漁業権に対し、既得権意識が強いことから起きている問題である。

オオクチバスが漁業権魚種として認められている芦ノ湖、河口湖をはじめとする4箇所はすでに秩序の中に組み込まれ入漁料が徴集されているほか、地元で経済的な位置づけが得られている。

しかし、バスの釣り場としてすでに有効に利用されている場所は、ほかに全国いたるところに存在し、なかには地方自治体ぐるみで重要な観光資源として取り組んでいる場所も多い。こうした場所では貸しボート業者や民宿などが重要な収入源として営業を継続している。

同一の自治体において、漁業権魚種関係者の被害感とともに、他方で利益を上げている事実関係に対し地元で発生している不公平感が、問題提起の重要な部分をしめているのではないかと推測される。

④ 釣り人が、釣り場環境に与える影響や地域住民にかける迷惑（ゴミ、駐車場、便所）など

釣り人ばかりではなく、一般観光客にも、ゴミの放置等、目にあまる行動があることは事実である。社会的な問題として、マナー、モラルの周知徹底をはかる必要がある

⑤ 一部地域でのキャッチアンドリリースの禁止（新潟、岩手、埼玉、長野、琵琶湖）以後、釣り人の間にさまざまな意見がでていている。

ア、 在来の漁業権魚種の増殖を目的とした放流のありかたが、真の意味での在来魚の保護とかけはなれているケースが多く、河川を利用した釣り堀と異なるところがない例がみられる。

イ、 このような現状に対し意見を提出しようとする場合、漁協の閉鎖性や運営の非公開性などにはばまれ、提案、改善機能が働いていないことが多い。

ウ、 今後、キャッチアンドリリースの禁止が提案される場合、釣り人側の意見が十分汲み取られないままに定められる可能性がある。在来魚保護に名目を借りた、合意のない禁止は、将来的に大きな禍根を残すことになる。

全釣り協の提案

- ① 外来魚の密放流が反社会的な行動であることは平成11、12年における広報活動により周知されたことと判断する。ただし、こうした密放流が放置された